

令和 8 年 1 月 15 日

令和 8 年 登米市議会定例会  
1 月招集議会 議案

登米市議会  
議員 番



議 案 目 次

| 議案番号  | 議 案 名   | 頁  |
|-------|---|----|
| 報告第1号 | 令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第3号）に係る専決処分の報告について                   | 5  |
| 報告第2号 | 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について | 7  |
| 議案第1号 | 令和7年度登米市一般会計補正予算（第9号）                                   | 別冊 |
| 議案第2号 | 令和7年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）                                 | 別冊 |
| 議案第3号 | 令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）                                 | 別冊 |
| 議案第4号 | 損害賠償の額を定め和解することについて                                     | 9  |



## **報告第1号**

令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第3号）に係る  
専決処分の報告について

令和7年12月26日、令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第3号）について、  
別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の  
規定により報告する。

令和8年1月15日提出

登米市長 熊 谷 康 信

## 専 決 処 分 書

令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月26日

登米市長 熊 谷 康 信

（別冊）

## **報告第2号**

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和7年11月6日、登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年1月15日提出

登米市長 熊 谷 康 信

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月6日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
第1条 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第4号

### 損害賠償の額を定め和解することについて

市道梅ノ木・平柳線の市発注工事で設置した仮設排水管破損に伴い発生した車両事故に係る損害賠償請求に関し、次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年1月15日提出

登米市長 熊 谷 康 信

1 損害賠償の相手方 登米市迫町在住 男性

2 損害賠償の額 2,440,200円

上記金額の内訳

同等中古コンバイン購入費用 2,255,000円

コンバイン横転復旧費用 88,000円

代替コンバインリース費用 97,200円

3 和解条項

(1) 登米市は、相手方に対し陳謝し、損害賠償の額として2,440,200円の支払いの義務があることを認める。

(2) 登米市及び相手方は、本件に関し、和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを確認する。